

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について(概要)

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の改正

#### <副学長の職務について> 第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

#### <教授会の役割について> 第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

#### <学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

#### <経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

#### <教育研究評議会> 第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

#### <その他> 附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

平成27年4月1日

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

一 副学長の職務について、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする事。

(第九十二条第四項関係)

二 教授会の役割の明確化

(第九十三条関係)

1 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることをすること。

2 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることをすること。

第二 国立大学法人法の一部改正

一 国立大学法人の学長の選考の基準及び学長の選考の結果等の公表等

1 国立大学法人の学長の選考は、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととする

こと。

(第十二条第七項関係)

2 国立大学法人は、学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が学長選考の基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととする事。

(第十二条第八項関係)

二 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学等に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長等が任命する委員でなければならないこととする事。

(第二十条第三項及び第二十七条第三項関係)

三 国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を教育研究評議会の評議員とすること。

(第二十一条第三項関係)

### 第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(附則第二項関係)

## 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

### (学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「の職務を助ける」を「を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改める。

第九十三条第一項を次のように改める。

大学に、教授会を置く。

第九十三条第一項の次に次の二項を加える。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下こ

の項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（国立大学法人法の一部改正）

第二条 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「うちから」の下に「、学長選考会議が定める基準により、」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

第二十条第三項を次のように改める。

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。  
第二十七条第三項を次のように改める。

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### （検討）

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）の施行の状況、国立大学法人（新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を

加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 理由

大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>⑤ ⑩（略）</p> <p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>④ 副学長は、学長の職務を助ける。</p> <p>⑤ ⑩（略）</p> <p>第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（役員の任命）</p> <p>第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。</p> <p>2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。</p> <p>8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>9（略）</p> <p>（経営協議会）</p> <p>第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。</p> <p>2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事及び職員</p> <p>三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に關し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴い</p>	<p>（役員の任命）</p> <p>第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。</p> <p>2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 6（略）</p> <p>7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>8（略）</p> <p>（経営協議会）</p> <p>第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。</p> <p>2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事及び職員</p> <p>三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に關し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴い</p>

3 | て学長が任命するもの  
経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員で  
なければならぬ。  
4 | 6 (略)

(教育研究評議会)  
第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に關  
する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会  
を置く。  
2 | 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。  
一 学長  
二 学長が指名する理事  
三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研  
究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定  
める者  
四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長  
が指名する職員

3 | 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条  
第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により  
教育研究に關する重要事項に關する校務をつかさどる  
者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学  
長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長  
が指名する者)を評議員とする。  
4 | 5 | 6 (略)

(経営協議会)  
第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機  
関法人の経営に關する重要事項を審議する機関として  
、経営協議会を置く。  
2 | 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。  
一 機構長  
二 機構長が指名する理事及び職員  
三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の  
者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有  
するものうちから、次条第一項に規定する教育研

3 | て学長が任命するもの  
前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数  
の二分の一以上でなければならぬ。  
4 | 5 | 6 (略)

(教育研究評議会)  
第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に關  
する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会  
を置く。  
2 | 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。  
一 学長  
二 学長が指名する理事  
三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研  
究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定  
める者  
四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長  
が指名する職員  
(新設)

3 | (略)  
5 | (略)

(経営協議会)  
第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機  
関法人の経営に關する重要事項を審議する機関として  
、経営協議会を置く。  
2 | 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。  
一 機構長  
二 機構長が指名する理事及び職員  
三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の  
者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有  
するものうちから、次条第一項に規定する教育研

3 | (略)  
5 | (略)

3 | 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの  
3 | 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員で  
4 | なければならぬ。  
6 | (略)

3 | 究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの  
3 | 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数  
4 | の二分の一以上でなければならぬ。  
6 | (略)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	.....	1
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	.....	1

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第九十二条（略）

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③（略）

④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤～⑩（略）

第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）（抄）

（役員の任命）

第十二条（略）

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3～6（略）

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8（略）

(経営協議会)

第二十条 (略)

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

4～6 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 (略)

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3～5 (略)

(経営協議会)

第二十七条 (略)

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第一項に規



- 3 定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの  
前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
- 4  
5  
6 (略)